

◇水道事業会計補正予算 (第5号)

起債利率の見直しによる利息の減額と電気料金の燃料費調整額の上昇による旭浄水場等の光熱水費の不足見込み及び浄水場運転に係る機器等の修繕費の増加に伴う予算不足見込み等により、収益的収入を5万7千円減額して総額を3億1073万円に、収益的支出を284万2千円追加して総額3億4293万2千円とするもの。また、資本的収入を272万6千円追加し8390万1千円に、資本的支出を5万2千円追加して1億9223万6千円とするもの。

意見書

議員から提出された2件の意見書については、次のとおり決定しました。

- ①女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

本件は起立採決の結果、

賛成5・着席5の同数となったため、起立しなかった議員が反対あるいは棄権の意思のいずれかであるかを確認するため、議員に諮り直ちに記名による投票を行い、次のとおり原案可決されました。

【記名投票・原案可決】

議員名	賛否
藤川 秀恵美子	×
小笠原 直治	○
鳥越 真由美	×
田村 興文	欠席
工三 藤浦美恵子	無効
箱崎 英輔	×
内藤 圭子	○
高橋 森人	○
梅田 拓政	×
多田 (議長)	○

お詫び

議場における投票において無記名の票（無効票）を反対票と判断した為、賛成反対同数として議長採決により原案可決となりましたが、正しくは投票の結果、賛成多数により原案可決となるものでした。

直近の議会において、訂正しお詫びを申し上げますほか、本紙面において関係各位に大変ご迷惑をおかけしましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。

- ②国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

【原案可決】

可決された意見書は安平町議会議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出しました。

第9回 臨時会

10月12日に臨時会を開催。専決処分事項の報告と補正予算をそれぞれ2件ずつ審議しました。

専決処分の報告

- ▼(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(建築主体)請負変更契約の変更について

費用を確定することができなかった機械設備工事とともに関連する外構部分の

雨水排水設備工事や大アリーナの階段手すりの仕様変更、木工室及び体育倉庫のすが漏り防止対策など建設工事の仕上げに伴う仕様変更部分の増額で、契約の金額を24億4403万5千円から24億4889万7千円に変更するもの。

- ▼(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(機械設備)請負変更契約の変更について

工事施工打ち合わせ等により屋内外の排水設備工事、衛生器具設備工事、排水管のルート変更及び凍結防止シートなどの追加を含む機械設備の見直し精査の結果による増額で、契約の金額を3億1845万円から3億2333万4千円に変更するもの。

(契約の変更内容は次のページに表を掲載しています)



補正予算

- ▼一般会計補正予算(第8号)

工事単価の入れ替えに伴う早来小学校解体工事の設計金額の変更等によるもので、歳入歳出の総額に885万5千円を追加し、予算の総額を104億5530万8千円とするもので、原案のとおり可決されました。

歳出の主なもの

(100万円以上)

- 総務費 515万9千円増
- 町有施設管理経費
- 教育費 590万円増
- ・学校施設整備経費
- ・小学校管理経費 200万6千円減

歳入の主なもの

(100万円以上)

- 繰入金 817万6千円増
- ・財政調整基金繰入金

項目	変更前	変更後
1. 契約の目的	(仮称) 安平町立早来小学校・中学校建設工事 (建築主体)	変更前と同じ
2. 契約の方法	一般競争入札	変更前と同じ
3. 契約の金額	2,444,035,000円	2,448,897,000円
4. 契約の相手方	丸彦渡辺・森本経常建設共同企業体 代表者 苫小牧市若草町5丁目5番1号 丸彦渡辺建設 株式会社 苫小牧支店 取締役専務執行役員支店長 佐藤靖浩 構成員 勇払郡安平町追分花園1丁目15番地 株式会社 森本組 代表取締役 及川定行	変更前と同じ

項目	変更前	変更後
1. 契約の目的	(仮称) 安平町立早来小学校・中学校建設工事 (機械設備)	変更前と同じ
2. 契約の方法	随意契約	変更前と同じ
3. 契約の金額	318,450,000円	323,334,000円
4. 契約の相手方	池田・廣和経常建設共同企業体 代表者 苫小牧市川沿町6丁目19番16号 池田煖房工業 株式会社 苫小牧営業所 所長 加藤良文 構成員 勇払郡安平町早来大町116番地 有限会社 廣和工業 代表取締役 鍋谷敏幸	変更前と同じ

▼介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
・保険事業勘定
地方公務員等共済組合法の改正に伴う会計年度任用職員にかかる負担金の減額

等によるもので、歳入歳出それぞれ19万円を減額し、予算の総額を11億760万3千円とするもので、原案のとおり可決されました。



7ページの契約変更内容は左の表のとおりです

第10回 臨時会

10月27日に臨時会を開催し、補正予算を1件審議しました。

補正予算

▼一般会計補正予算(第9号)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業生産資材高騰対策事業及び物価高騰対策安平町消費拡大地域活性化事業にかかる事業費等の計上により歳入歳出の総額に4975万3千円を追加し、予算の総額を105億506万1千円とするもので、原案のとおり可決されました。

歳出の主なもの

(100万円以上)

- 農林水産業費
・生産振興対策事業経費
2694万円増



○商工費

- ・安平町商工会補助金
2198万1千円増

歳入の主なもの

(100万円以上)

- 国庫支出金
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
3291万9千円増

- 繰入金
・産業づくり基金繰入金
1600万2千円増

11月29日に臨時会を開催し、条例の一部改正を1件と4件の補正予算を審議しました。

条例の一部改正

▼安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

令和4年人事院勧告を受けて国家公務員の給与が改定されたことに伴い、安平町職員の給与に関する条例他2件の関係条例を一括改正するもので、原案のとおり可決されました。

- 一部改正する関係条例
- ・安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（第6条）
- ・安平町長等の給与等に関する条例（第4条）

補正予算

▼一般会計補正予算（第10号）

人事院勧告に伴う職員の給与改定と会計年度任用職員の人件費の整理及び新型コロナウイルススワクチン接種対策事業費の追加等による増額で、歳入歳出の総額に743万7千円を追加し、予算の総額を105億1249万8千円とするもので、原案のとおり可決されました。

- 歳出の主なもの（100万円以上）
- 総務費
 - ・地域おこし協力隊活用事業 445万1千円減
- 民生費
 - ・介護保険事業特別会計繰出金 190万8千円減
- 衛生費
 - ・新型コロナウイルススワクチン接種対策事業 2688万7千円増

○災害復旧費

- ・河川災害復旧事業 557万7千円増

○給与費

- ・職員等人件費 1504万8千円減

歳入の主なもの（100万円以上）

○国庫支出金

- ・新型コロナウイルススワクチン接種対策費負担金 1997万1千円増
- ・新型コロナウイルススワクチン接種体制確保事業費補助金 691万6千円増

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金 2381万5千円減

○諸収入

- ・市町村職員退職手当組件事前納付清算金 520万8千円増



▼介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

・保険事業勘定
 決算見込みによる職員の給与費等の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ259万3千円を減額し、予算の総額を11億501万円とするもの。

▼公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

人事院勧告に伴う職員の給与改定による増額が主なもので、歳入歳出それぞれ20万2千円を追加し、予算の総額を8億2198万円とするもの。

▼水道事業会計補正予算（第4号）

人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う職員給与費1名分の減額が主なもので、収益的支出を351万2千円減額して総額を3億4009万円とするもの。

議員研修報告

10月25日（火）に白老町中央公民館で開催された胆振管内町議会議員研修会へ議員9名と事務局1名が参加しました。

研修会の冒頭、胆振管内町村議会議長会長表彰が行われ、議員研修では「二元代表制とあるべき活動について、議員定数と議員報酬を考える」と題し、株式会社地方議会総合研究所代表取締役であり明治大学経済学部講師を勤められている廣瀬和彦氏から議会運営に関する他自治体の事例を交えての話を伺いました。



講師の廣瀬氏

総務常任委員会

所管事務調査

10月7日
11月22日

完成した 新しい学校を視察

10月7日(金)
子どもにやさしいまちづくりについて委員の情報共有を図り、本件の進め方について協議し、次回、町長担当部局から説明を受けることに決定しました。

11月22日(火)

経済常任委員と合同で、現地で担当部局から説明を受けながら早来小中学校の視察を行いました。
(特徴的な施設、設備の一部を紙面でご紹介します)



照明付きの大きなホワイトボード



天井は高く、とても開放的な空間に



体育館には走路デッキも完備



図書室で説明を受ける議員

議会改革調査特別委員会

9月28日開催
11月17日開催

議会懇談会の 開催に向けて

上程するスケジュールを確認しました。

2 議会報告会・懇談会について

議会懇談会の日程及び班編成、懇談概要について協議し、開催前に再度委員会を開催し詳細を協議することを確認しました。

11月17日(木)

1 議会報告会・懇談会について

議会懇談会の周知状況と周知予定、日程及び班編成、懇談会の進め方や対応等について協議しました。

9月28日(水)

1 安平町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

事務局より条例案について説明を受け、原案のとおり決定しました。今後、検察庁協議、パブリックコメントなどを経て3月議会へ

【議会事務局からのお願い】

議長宛の文書や案内状などは、議長公務日程調整のため、議会事務局に送付くださいますようお願いいたします。

経 済 常 任 委 員 会

所管事務調査

10月19日
11月7日

上下水道施設の 現地調査を実施

10月19日(水)
早来地区上下水道施設の
現況調査
胆振東部地震で被災した
早来地区上下水道施設の現
状について議員控室で水道
課職員から施設概要の説明
を受けた後、現地において
水道課職員及び管理委託業

者から復旧事業の概要や現
状等の説明及び質疑応答を
行い調査を終了しました。
調査の結果、地震の影響
により施設内で段差が残っ
ている施設があるものの、
いずれの施設においても適
切に管理運営がなされてい
ることを確認しました。
委員からは北進浄水場に
ついては施設の老朽化が著
しいため、これを危惧する
意見が多数あり水道ビジョ
ンの策定が急がれるところ
でした。



段差が生じた施設



大きな段差が今もなお残る



水道課職員の説明を受ける委員



追分浄水場で、ろ過の説明を受ける委員

11月7日(月)
追分地区上下水道施設の
現況調査
胆振東部地震で被災した
追分地区上下水道施設の現
状について、総合支所にて
水道課職員から概要の説明
を受けた後、現地において
水道課職員及び管理委託業
者から復旧事業の概要や現
状等の説明及び質疑応答を
行い、調査を終了しました。

調査の結果、いずれの施
設においても適切に管理運
営がなされていることを確
認しました。
なお、発災時に旭地区で
水道が出るのが遅かったの
は施設を整備中であつたこ
とが原因であり、施設の更
新が大切である旨の意見が
ありました。



ろ材についての説明を受ける委員



よねかわ えみこ
米川恵美子議員

どうするフレイル（虚弱体質）予防 運動、栄養、人とふれあうが心身の元気の源

ウォーキングをまちづくり後期総合計画に

質問 社会保障費抑制を図らなければ、団塊世代の後期高齢者対応が困難になることを危惧している。

また、フレイル予防には運動、栄養、人とふれあうことの対策が重要と考えている。そこで高齢者向けのスポーツ体験の機会を作ってはどうか。社協では遊びと運動を兼ねて活用ができる道具の貸し出しをしている。

答弁 団塊世代が75歳以上になる2025年までに、地域ケアシステム構築の推進を図っていく。国はフレイル対策として市町村が医療と介護のレセプト健診情報を活用し、必要な支援を行う国保データベースシステムを整備したため、それを活用して保健事業と介護予防事業を一体的に実施する予定。フレイルサポートに社会参加や社会的役割を意識した担い手になっていただいて事業を検討していく。運動は生活の質の向上を目指し負荷の低い運動を中心に考えている。社協の用具も活用したい。

質問 ウォーキングを推奨し、持続可能にする奨励制度を作ってはどうか。最近80歳で20分のウォーキングをすることが良いと言われている。

答弁 万歩計などで計数を記録して一定程度たまる何かポイントを付与する自治体もある。多くの方に広げる工夫が大事と思つているため、後期総合計画で新たなまちづくりを進めていくなかで取り組みたい。

質問 歩行者の安全のため歩道の整備を急ぐ必要性について考えを伺う。

答弁 近年歩道の老朽化が進み、歩道と雨水マスとの段差や舗装のクラックなど歩行に支障をきたしている所が増えつつある。令和5年度から修繕を行う。

質問 高齢者一人世帯、二人世帯では食材の片寄りによる栄養不足、たんぱく質不足が体力の低下を招いている。以前のピンピン教室のような事業の考えはあるか伺う。

答弁 今後予定している高齢者の保健事業と介護予防

事業の一体的実施において保健師や栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士など専門性を発揮して運動面や栄養面、認知症予防に資する事業を展開する準備を進めている。

質問 後期高齢者健診などについて受診の相談や生活指導への対応を伺う。

答弁 後期高齢者健診の結果は通知し、要精密検査や以前より良くない数値の方には報告会に参加していただき、病院の受診相談と生活指導を実施しているが、参加できなかった方には電話で相談に応じている。

質問 参加して相談した方には好評だが、参加しづらい方への対応はどうなっているのか。

答弁 今後の検討課題にする。

質問 認知症予防のための指導や対策について考えを伺う。

答弁 認知症カフェや介護予防教室、各サロン活動などにおいて実施予定。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施として令和6年度から進める準備を

している。

質問 各地域でのボランティア団体によるふれあいの場の活動日を広報紙に掲載して、広域的に交流し活性化につながるようにはどうか伺う。

答弁 社協の広報紙に掲載できるか内容を伝える。

質問 高齢者は基礎疾患のある人が多いため、コロナ感染の診断は急がれる。発熱の原因がインフルエンザなのかコロナ感染によるものなのかは、抗原検査キットを利用すると自分でも判定ができる。コロナ感染でなければハイヤーに乗り可能、病院内において診察を待つことも可能になるため検査キット購入の補助はできないか伺う。

答弁 65歳以上の方や基礎疾患のある方は早急に発熱外来の受診を勧める。65歳未満の方は陽性登録センターにおいてキットを無料で配布しているため、町は助成しない。ホームページ、あびらチャンネルのデータ放送で確認可能。



みうら えみこ
三浦恵美子議員

安平町の義務教育について 新型コロナウイルス感染症・感染者に対する支援について

町民の困難に寄り添う政策・ 町民の命を守る政策について安平町の考え方を問う

安平町の 義務教育について

質問 就学援助について。要保護及び準要保護該当者は何世帯か。

答弁 要保護1世帯、準要保護36世帯。

質問 要保護・準要保護に該当しない2人世帯で年間所得150万円以下の世帯と3人以上世帯で200万円以下の世帯数は。

答弁 申請のあった所得帯に質問の所得階層の世帯は全て該当しているため、要保護・準要保護に該当しない世帯はなし。

質問 要保護・準要保護に該当しない経済的に困窮している世帯への拡充について考え方は。

答弁 制度運用の判断基準も困窮の度合いを確認するのは困難。基準を拡充して困窮という意味合いで全体を補助する考えはない。福祉施策の拡大策であるため、教育委員会の対策としては範囲内。

質問 来年度義務教育学校

が開校するが改めて新しく制服を買わなければならない困窮世帯への購入費助成について考え方は。

答弁 経過措置を取り制服購入は強制ではない。

質問 学校給食費について。物価高騰分に対し今年度は地方創生臨時交付金を活用し負担軽減を行ったが交付金がなくなつた後の対応は。

答弁 コロナ対策の影響、世界情勢の変動等読み切れない状況を踏まえ、国の予算活用も視野に入れ上昇分は手当てする考え。

質問 学校給食費の無償化についての考えは。

答弁 基本保護者には応分の負担をして頂きたい。子育て支援策、定住化策の目的でも優先施策として取り組む考えではない。

質問 小学校・中学校の保護者の方々に対する負担軽減策全体に対する考えは。

答弁 義務教育を受ける個人の負担は本町も無償となつている。(給食費や学用品以外) 要保護・準要保護の制度について教育関連の負担軽減を行っている。金

銭的な支援も他町より多く取り組んでいる。学校給食費については品数や質を落とすたくないもので一部補助という方向性で今週開催予定の給食センター運営委員会です。

新型コロナウイルス 感染症・感染者 に対する支援につ いて

質問 発熱などの症状が発生したときの相談体制について。

答弁 感染者本人がかかりつけ医に相談。いない場合は北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターに相談。連絡先が分からない場合は役場でも連絡先を伝えている。町ホームページ、広報スマイル10月号、あびらチャンネルデータ放送でも周知。

質問 発熱外来への移送支援について(あびら追分クリニックへ発熱外来開設依頼も含め)

答弁 感染疑いの方はなるべく公共交通機関を使わず

ご自身かご家族ご親戚など身近な方に協力依頼して受診して頂く。症状が重篤な場合は救急車を呼び受診して頂きたい。あびら追分クリニックの発熱外来は12月15日から開始している。

質問 自宅療養となる軽症者(特に独居高齢者や要支援者)に対する支援について。北海道の支援物資が届くのが遅いため希望者だけでなく町独自の支援はできないか伺う。

答弁 支援物資(自宅療養セット)は北海道の施策であり町は相談対応しているが支援物資については行わない。普段から2・3日分の食料や解熱剤は備蓄するようお願いしたい。

質問 自宅療養中に悪化した時の支援について。独居の方は緊急通報システムでも対応してもらえるか。

答弁 独居の方についてはコロナの場合もそれ以外も緊急通報システムを押すと安全センターが24時間対応し直接救急搬送の要請を行う。(悪化した場合、基本救急搬送)